

平成 29 年第 1 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

松尾 大

押印掲載  
を省略

1 日時 平成 29 年 1 月 26 日 (木) 10 時 00 分～11 時 42 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第四委員会室

3 出席委員

有川 智 委員長

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

大泉 新一

財政局 財政部 契約課 管理係長

田村 修一

財政局 契約課 主幹兼工事契約係長

吉田 学

都市整備局 参事兼技術管理室長

川上 正博

都市整備局 技術管理室 主幹技術企画係長

佐久間 寛

水道局 総務部 企画財務課 契約係長

庄司 幸則

水道局 浄水部 施設課長

渡部 和彦

水道局 浄水部 施設課 電機係長

小林 康宏

交通局 総務部 財務課 管財契約係長

菅井 英樹

交通局 鉄道技術部 電気課長

半澤 邦広

交通局 鉄道技術部 東西線事業室長

吉川 正行

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

鈴木 貢史

ガス局 営業推進部 都市エネルギー営業課長

阿部 大介

ガス局 営業推進部 都市エネルギー営業課

主幹兼エネルギー技術係長

森永 勝克

ガス局 製造供給部 建設課長

加藤 弘道

ガス局 製造供給部 建設課 建設管理係長

内海 敬一

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 松尾 大 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～33) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P34～39) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況について	事務局	<p>今回の報告は、平成 28 年 7 月 1 日～9 月 30 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 290 件である。昨年は 258 件であり 32 件増加している。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件が無かった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 258 件で、内訳は市長部局 177 件、水道局 42 件、交通局 20 件、ガス局 19 件である。</p> <p>市長部局が昨年より 22 件増加している。これは、指定避難所に指定されている学校のトイレを和式から洋式に改修する工事が増えているためである。</p> <p>指名競争入札は 4 件で、内訳は市長部局 2 件、交通局 2 件である。</p> <p>随意契約は 28 件で、内訳は市長部局 11 件、水道局 3 件、交通局 5 件、ガス局 9 件である。</p> <p>(資料 P1～33 参照)</p>
指名停止の状況について	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 28 年 10 月 1 日～12 月 31 日)における指名停止案件は 14 件 21 社である。</p> <p>No.1 は 7 社が指名停止である。これは、東日本高速道路(株)関東支社が発注する東北自動車道等の舗装災害復旧工事において独占禁止法第 3 条の違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもので、全ての業者が 1 年以内に独占禁止法違反による指名停止処分を受けていることから指名停止期間を短期の 2 倍とした。4 社は課徴金減免制度の適用を受けているため 2 分の 1 の 4 ヶ月とし、残り 3 社は 8 ヶ月とした。</p> <p>No.2 は瀧上工業(株)である。これは、国土交通省中部地方整備局が発注した工事の一般競争入札において、落札について便宜を図ってもらう目的で、同局三重</p>

河川国道事務所課長に対し飲食接待を行ったとして、平成 28 年 9 月 30 日、贈賄容疑で社員 3 名が逮捕され、平成 28 年 10 月 21 日、贈賄及び競売入札妨害容疑で起訴されたもので、4 ヶ月の指名停止とした。

No.3 は(株)エフワンエヌである。これは、民間発注の本社ビルの屋上防水工事において、工事関係者の死傷事故を発生させたことにより、平成 28 年 3 月 3 日に神戸簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金 30 万円の略式命令を受け刑が確定し、平成 28 年 9 月 12 日に近畿地方整備局より監督処分（営業停止 3 日間）を受けたもので、1 ヶ月の指名停止とした。

No.4 は阿部春建設(株)である。これは、亶理町発注の東日本大震災の復旧工事の一般競争入札において、確定した入札のやり直しを不正に要求したとして、平成 28 年 11 月 9 日、仙台地方検察庁から官製談合防止法違反により、当該業者の取締役が在宅起訴されたことによるもので、4 ヶ月の指名停止とした。

No.5 は(株)星工務店である。これは、太白区発注の工事の指名入札において、落札決定後に契約締結を辞退したことによるもので、1 ヶ月の指名停止とした。

No.6 は(株)東北ニッタンサービスセンターである。これは、契約課発注の工事の一般競争入札において、受注の際に必要な経営事項審査による結果通知書が交付されていないにもかかわらず、入札に参加し、落札候補者となった後、辞退したもので、1 ヶ月の指名停止とした。

No.7 は(株)トーエネックである。これは、愛知県海部郡飛島村内の太陽光発電設備設置工事において、工事関係者の死亡事故を発生させたことにより、平成 28 年 6 月 24 日に津島簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により当該業者及び当該業者の社員が罰金刑の略式命令を受け刑が確定し、平成 28 年 11 月 7 日に中部地方整備局長より監督処分（指示処分）を受けたもので、2 ヶ月の指名停止とした。

No.8 は東亜建設工業(株)、飛鳥建設(株)である。当該業者社員が、国立大学法人大阪大学との共同研究について便宜を図ってもら見返りに、同大学大学院工学研究科教授に現金約 210 万円を渡したとして、平成 28 年 11 月 15 日、贈賄容疑で逮捕されたもので、1 ヶ月の指名停止とした。

No.9 は東亜建設工業(株)である。国土交通省関東地方整備局発注の東京国際空港、四国地方整備局発注の松山空港及び九州地方整備局発注の福岡空港の地盤改良工事における、バルーングラウト工法を用いた地盤改良の薬液注入等において粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、関東地方整備局が発注した東京国際空港の地盤改良工事について、発注者に対しバルーングラウト工法への工法決定承諾を得るために行った実証実験結果報告において、データ改ざん等による虚偽の報告を行った。

これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、平成 28 年 11 月 17 日に関東地方整備局長より監督処分（営業停止）を受けたものである。

なお、1 年以内に贈収賄による指名停止処分を受けていることから、同要綱第 4 条第 2 項第 1 号の規定により、指名停止期間を短期の 2 倍の 2 ヶ月とした。

		<p>No.10 は信幸建設(株)である。これは、国土交通省関東地方整備局発注の東京国際空港、四国地方整備局発注の松山空港及び九州地方整備局発注の福岡空港の地盤改良工事における、バルーングラウト工法を用いた地盤改良の薬液注入等において粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、平成 28 年 11 月 17 日に関東地方整備局長より監督処分（営業停止）を受けたもので、1 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>No.11 は(株)片平エンジニアリングである。これは、中日本高速道路株式会社の施工管理業務を受託していた当該業者社員が、中日本高速道路株式会社が発注した工事の設計金額に関する情報を特定の工事会社に漏えいしたとして、平成 28 年 11 月 2 日、不正競争防止法違反の罪で略式起訴されたもので、1 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>No.12 は開成工業(株)である。これは、当該業者元東北営業所長が、東北農政局仙台東土地改良建設事業所が発注した工事の入札において、設計金額、入札参加予定業者及び入札参加予定業者の評価点を互理・山元土地改良建設事業建設所工事第三課長が教示した謝礼として仙台市内において複数回、十数万円相当の飲食や宿泊などの接待をしたとして、平成 28 年 11 月 28 日、贈賄容疑で逮捕されたもので、1 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>No.13 は奥村組(株)である。これは、当該業者の元社員が、国土交通省中部地方整備局が発注した工事の入札において、便宜を図ってもらった見返りに、同局北勢国道事務所副所長に対し、100 万円分の商品券を渡したとして、平成 28 年 12 月 3 日、入札談合等関与行為防止法違反容疑で逮捕されたことにより、措置要件の談合又は競売入札妨害で 4 ヶ月の指名停止となっているが、平成 28 年 12 月 22 日、不起訴処分となったことが判明したため、解除した。ただし、この件で同局北勢国道事務所副所長が加重収賄容疑で逮捕され、公訴時効期間経過後の贈賄事実は発覚しており、有資格業者に対する指名停止に関する要綱実施要領第 9 条第 1 項の規定により、措置要件を不正又は不誠実な行為とし、指名停止期間を 4 ヶ月から 1 ヶ月に改めるもので、1 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>No.14 は隼電気(株)である。これは、青森県内、宮城県内及び福島県内で請け負った電気工事並びに宮城県内で請け負った管工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、平成 28 年 12 月 20 日に東北地方整備局長より監督処分（指示処分）を受けたもので、2 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>(資料 P34～39 参照)</p>
指名停止時期について	委員	14 件 21 社が指名停止でこれまでにないくらい多いが時期的な理由はあるのか。
	事務局	舗装業者については、前回は指名停止しており公正取引委員会が同様案件を調査したことによる。他の指名停止事由は様々であり、時期的なものでは

		はなく、たまたまと思われる。今回贈収賄容疑で逮捕が多いが、これは復興事業の陰に隠れていたのかもしれない。
指名停止事由について	委員	No.13 贈賄容疑で逮捕により指名停止であるが、指名停止要綱第5条によるものか。
	事務局	そうである。
	委員	いったん談合又は競争入札妨害で4ヶ月の指名停止としたが、加重収賄容疑で不起訴処分となり処分を解除した。しかし、贈賄事実は発覚しているので1ヶ月の指名停止とした。ということか。
	事務局	指名停止要綱実施要領第9条第1項(8)控訴時効期間経過後の贈賄事実の発覚に基づき不誠実な行為として1ヶ月の指名停止とした。
	委員	第5条責めを負わないことが明らかになったということか。
	事務局	当初指名停止事由が競争入札妨害によるものである。この事由に該当しなくなり指名停止を解除した。ただし、別途発覚した事由について指名停止とした。
入札参加資格について	委員	案件⑥について、入札に参加したとあるが、これは入札参加資格がないのに入札に参加したのか。
	事務局	対象となった入札は事後審査型のものであった。入札参加者の資格を審査するのではなく、落札候補者の資格を審査するものである。事前に土木工事等の登録状況を確認するが、経営事項審査の有効期間の対象外までは確認していなかった。
	委員	この業者は入札参加資格を有していたのか。
	事務局	そうである。格付点数はその年度の4月1日付である。その基となる経営事項審査は有効期間が1年7ヶ月であるが、今回は継続して審査を受けず空白期間が生じたことによる。
	委員	経営事項審査の有効期間が切れていると、入札に参加できないのか。
	事務局	入札参加はできる。入札参加資格はあるが落札者となり契約すると経営事項審査の有効期間が切れているため建設業法違反となる。この部分は入札参加者の自己責任となる。
指名停止事由の把握について	委員	起訴の内容はどのようにして把握しているのか。
	事務局	今回の場合は、業者が来庁して報告したが、起訴情報を把握することは難しい。その他の方法としては、国等とのメーリングリストで確認している。
随意契約について	委員	ガス局の随意契約が9件と多いが何か理由があるのか。
	事務局	9件のうち8件がガス設備工事である。民間の建築工事において、設備受注会社からガス設備については、ガス工事人が指名されている。そのため随意契約となる。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 290 件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P40 参照。）
- 2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ① 仙台市泉総合運動場泉サッカー場天然芝張替工事（西フィールド）
- ③平成 28 年度仙台市茂庭第一市営住宅（25-17、18、19、20 棟）  
外壁等改修工事
- ⑤（国）286 号（坪沼工区）舗装改修工事
- ⑥水施建施 第 28-22 号 福岡取水場粉末活性炭注入設備新設工事（電気設備）
- ⑦地下鉄南北線八乙女配電室外高圧受電設備等更新工事

◆指名競争入札

- ⑨平成 28 年度地下鉄東西線仙台駅道路復旧外工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①仙台市泉総合運動場泉サッカー場天然芝張替工事（西フィールド）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、仙台市泉総合運動場泉サッカー場の天然芝舗装の張替工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>入札参加資格については、形式的に必要とされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 800 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 5 社で、5 社による入札を行ったところ、全社が総額判断基準価格を下回り、うち 4 社が失格基準価格を下回って失格となった。後藤工業(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P41～43 参照）</p>
純工事費について	委員	<p>失格した業者は全て純工事費が理由だが、金額は同額なのか。落札業者との金額の差はどうなっているのか。</p>

	事務局	詳細な金額は手元にはないが、失格した業者の入札金額はほぼ同じであるため、純工事費の金額は失格基準ぎりぎりではないかと思われる。
総合評価の評価について	委員	入札方式は、総合評価方式簡易型 I 型となっているが、総合評価値の評価結果を見ると失格業者の点数がないのはなぜか。
	事務局	入札金額で失格となると、そこから先の評価値審査には進まない。
予定価格積算について	委員	5 社中 4 社が純工事費で失格だが、予定価格は適正に積算されているのか。
	事務局	おそらく、天然芝張替工事で芝はティプトンと指定していると思われる。積算時この部分については見積もりを徴収しているはずだが、業者からの見積金額が市場価格か入札価格かで単価が違ってくる。入札時に、業者が入札単価で積算した結果、純工事費で失格になったと考えられる。
	事務局	契約後開示請求により、その積算内容に誤りが発覚すれば契約解除等の措置が取られることもある。本案件では積算誤りはない。

「③平成 28 年度仙台市茂庭第一市営住宅（25-17、18、19、20 棟）外壁等改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、仙台市茂庭第一市営住宅 4 棟の外壁及び階段室内壁の改修工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 15 社で、14 社による入札を行ったところ、13 社が総額判断基準価格を下回り、うち 3 社が失格基準価格を下回って失格となった。佐々良建設(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P49～52 参照）</p>
発注方法について	委員	発注工事一覧表を見ると 4 棟毎に 3 案件発注としているが一括発注しない理由はなにか。
	事務局	1 社では改修が工期までに終了しない。そのため分割発注とした。
	委員	さらに工期が短ければもっと細かく分割発注するのか。
	事務局	そうである。業者が施工できない工期は設定しない。
評価値について	委員	本案件は、評価値で逆転しているものであるが、総合評価の評価結果を見ると企業の評価項目で工事成績評定点に点数の開きが見られる。これは、小さな工事から実績を重ねるしかないのか。
	事務局	点数が低いところは実績を作ることが必要である。総合評価方式は、入札

		金額だけでなく業者、技術者の施工実績等も考慮し優良な企業を評価して落札者を定めるものであり、低い入札金額で粗雑工事を防ぐことも目的としている。
--	--	---

「⑤（国）286号（坪沼工区）舗装改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、坪沼工区の舗装改修工事である。</p> <p>予定価格から、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、形式的に必要とされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（舗装工事の格付評点が600点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は16社で、16社による入札を行ったところ、全社が総額判断基準価格を下回ったが失格者はなく、全社同額での入札であったためくじ抽選により仙台アスコン(株)が落札候補者となり、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>案件④は⑤と予定価格は同じくらいであるが、案件④は、総合評価方式簡易型Ⅰ型とした。これは、区役所舗装案件については同額入札によるくじ抽選が多いため総合評価方式としたものである</p> <p>舗装工事で同額入札が発生した事由としては、平成26年10月に単純な舗装工事の積算基準が簡素化され、どの業者でも同一入札価格を積算できるようになったためである。工事請負契約に係る競争入札実施要綱では、予定価格5,000万円以上の案件について総合評価を適応するとあり、1,000万円以上5,000万円未満の案件については選定して総合評価方式とすることができる。とある。</p> <p>平成27年度後半に総合評価一般競争入札に係る対象工事を改正する必要があると考えた。5,000万円未満は区役所発注案件であるため制度説明を行い本年度8月頃より工期制限等のある案件を除き11件抽出して総合評価方式とした。</p> <p>結果は良好であり、平成29年度運用に向けて要綱改正等を進めているところである。</p> <p>（詳細は資料P57～59参照）</p>
総合評価方式採用について	委員	今後は本案件の工事内容のようなものが総合評価となるのか。
	事務局	そうである。
積算基準簡素化について	委員	単純な舗装工事の積算基準の簡素化により、失格基準価格を下回ることは減少するのか。

	事務局	P59 入札経過表を見ると全社が失格基準合計額と同額である。これは、積算の簡素化によるものである。
	委員	失格基準を下回る案件は、業者の積算が難しいのか。
	事務局	事由の1つではある。
	委員	積算の簡素化とは、具体的にどのようなことか。芝工事の案件では、芝の見積りを業者から徴収し、その額を積算額としたということだが、そうすると純工事費が失格基準を下回る業者ができて競争性がなくなり、積算が上手い業者が落札することになる。失格にならない場合は、競争性が働き入札の意義はあると思うが。 積算しやすい案件は競争性が働き、積算が難しい案件は競争性が働かないのはステージが違う気がするがどうか。
	事務局	土木工事の事例で回答する。土木工事は公共工事が主となっている。基本的には材料の数量を確定し、現場で施工するためには土木機械の稼働時間で積算している。公共の目的物の品質が確保できるものについては、簡素化されている。舗装工事は、アスファルトと砕石であり、どの機械で、どのくらいの材料を使用するかでパッケージ化されている。品質が確保されるものから、積算を簡素化している。 舗装工事でも、大小の側溝を入れたり、現場でコンクリート打設するものについては、従前の数量、機械稼働時間等を積算するため積算は簡素化されておらず、抽選は少なくなる。 積算が難しいから競争性がないのではなく、積算できるものは入札に参加して、その結果失格となるだけである。
	委員	総合評価の評価点を上げるために一般管理費を削ってでも入札している。会社規模が違うにもかかわらず失格基準合計額で積算していることはどうかと思うが、いろいろな業者が落札することが難しいと思い質問した。
評価点での逆転について	委員	舗装工事の総合評価案件において評価点で逆転した事例はあるか。
	事務局	今年度 11 件行い、2 件不調で、9 件中 3 件が評価点で逆転した。
自社機械保有の積算への影響について	委員	積算の簡素化は理解できるが、舗装工事等で、機械が自社保有かレンタル化で積算は異なるのか。
	事務局	積算には影響しない。
	委員	機械等を保有していくことで積算に有利となるのか。
	事務局	一概には言えない。機械を保有していても落札しないと維持費だけが増えていく。
	委員	機械保有等の資産は積算に影響しないのか。
	事務局	予定価格に対しては関係ない。その為、総合評価案件ではさまざまな評価項目を設定し加点している。

「⑥水施建施 第 28-22 号 福岡取水場粉末活性炭注入設備新設工事（電気設備）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、福岡取水場の水処理施設に粉末活性炭注入設備を設置するための電気設備及び監視設備の機能増設工事である。</p> <p>予定価格から、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、形式的に必要とされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が 700 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による入札を行ったところ、昱機電(株)が落札候補者となり、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P60～61 参照）</p>
工事施工内容について	委員	本案件は難しい工事なのか。
	事務局	予定価格 1 億円超の粉末活性炭注入設備の機械工事があり、本案件はその工事に附带的に関連する電気設備工事である。難易度は高くないが人気のない理由としては、建築工事と機械工事が別途発注されておりその工事関連で工期が長くなるためだと思われる。
	委員	工期が 1 年以上あるがこの間ずっと作業しているのか、それとも必要な工事期間だけ作業するのか。
	事務局	電気制御盤を工場で作成して、設置するための作業を行うことと、既存の浄水場の制御システムと調整することが主な作業となる。全体の工期からすると作業する期間は限られる。
入札参加資格者数について	委員	落札業者は、市内本店か
	事務局	市内本店業者である。
	委員	本工事入札参加資格のある市内営業所業者は何社あるのか。
	事務局	平成 28 年 4 月 1 日現在 328 社である。
	委員	市内本店にすると少なくなるのか。
	事務局	そうである。半分の 116 社になる。市内本店で、プラントの電気設備を施工できる業者は少ない。

「⑦地下鉄南北線八乙女配電室外高圧受電設備等更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、地下鉄南北線の八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅の配電室の高圧受電設備を更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型 I 型とした。</p>

		<p>入札参加資格については、形式的に必要とされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が 850 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 6 社で、全社が総額判断基準価格を下回り、うち 2 社が失格基準価格を下回って失格となった。(株)明電舎が落札候補者となり、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P62～65 参照)</p>
落札率と失格基準価格について	委員	落札率が 70%強と低いが、これは機器製作費の失格基準価格が低いからか。
	事務局	<p>機器製作費はメーカーより見積もりを徴収し、一番低い価格を採用したが、さらに査定して予定価格とした。</p> <p>メーカーとしては、機器製作費は抑えられる部分であるため、低い金額となる。</p>
総合評価項目について	委員	総合評価の評価項目の中に仙台市交通政策への協力とあるがこれはどのようなものか。
	事務局	交通局独自に定めている評価項目であり、交通緩和のための時差出勤をしているかどうかである。

「⑨平成 28 年度地下鉄東西線仙台駅道路復旧外工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、ロフトからバスプールまでの道路形状の復旧工事である。</p> <p>この案件は、平成 27 年 10 月 29 日に「地下鉄東西線仙台駅道路復旧外工事」として制限付き一般競争入札で公告したが応札者がなく中止となり、再度平成 27 年 12 月 25 日に「地下鉄東西線青葉通一番町・仙台駅道路復旧外工事」として制限付き一般競争入札で公告するも応札者がなく中止となった。平成 28 年 2 月 18 日に指名競争入札に切り替えたが、26 社全社辞退により不調となった。そのため、これ以上の工期の遅れは望ましくないことから、見積活用方式を採用して改めて積算を行い、改めて指名競争入札を行った。</p> <p>26 社指名し、23 社が辞退し、3 社で入札を行い大林道路(株)が落札した。</p> <p>(詳細は資料 P69～71 参照)</p>
本案件が人気のない理由について	委員	制限付き一般競争で応札者もなく指名競争入札に切り替えても全社辞退となるなど、本案件が人気のない理由は何か。
	事務局	同様の案件が平成 28 年第 1 回で審議されている。その工事は宮城野通駅を復旧するもので今回の案件と同様の経過を経て契約している。

		<p>東西線の道路復旧工事は5件あるがすべて、制限付き一般競争で応札者もなく指名競争入札に切り替えても全社辞退となるなど、実勢価格と予定価格の積算が乖離していた。そのため見積活用方式を活用して予定価格を積算して指名競争入札で落札した。</p> <p>他の案件で申し上げたとおり、舗装工事における積算簡素化のなかで、本案件は市内中心部で交通量が多い施工箇所であり、いわゆる簡易積算方法に条件が馴染まない部分がある。そのようなことから経費増加の部分があり、入札価格と予定価格積算に乖離が生じたものである。</p> <p>指名辞退業者からヒアリングを行い、官積算方法に条件が馴染まない経費増加部分があることが判明したため、見積活用方式を採用して再度予定価格を積算し、再度指名競争入札を行った。</p>
案件名称等について	委員	制限付き一般競争入札において、1回目と2回目で名称を変更したとのことであったが、積算内容は変更しなかったのか。
	事務局	積算内容は変わっていない。
	委員	名称を変更する理由があったのか。
	事務局	前回公告した案件とは違うというだけである。
指名業者数について	委員	予定金額からすると指名業者は、11社から22社が基準ということであるが、指名業者数が多いのは辞退を予想したためか。
	事務局	そのとおりである。指名数の区分を1つ上げて26社とした。
	委員	指名基準を1ランク上げる判断は、担当課においてケースバイケースで行っているのか。
	事務局	交通局の事務事項委員会において審査判断している。
見積活用方式について	委員	見積り活用方式により、予定価格はどれ位上がったのか。
	事務局	直接比較した数字はないが、当初中止案件と見積方式を採用した案件では、予定価格は3割増えている。

(5) その他

契約制度の改正について

論点等	発言者	発言内容
説明	事務局	<p>「仙台市契約関係規程集」インデックス16の「仙台市競争入札参加資格登録要綱」第10条の工事業者名簿に登載する者の格付をご覧いただきたい。仙台市の格付評点は、国の制度の総合評定値と仙台市独自の主観点を合算したものとなっている。</p> <p>今回、女性活躍推進の取組、次世代育成支援の取組、刑務所出所者等の雇用協力、仙台市消防団協力事業所の認定の4つの評価項目を追加した。</p> <p>これらの施策はまだ浸透していないため、その施策を進めるためにも</p>

		<p>仙台市の関係部局と調整がついた政策を評価項目として追加したものである。</p> <p>実施時期は平成 29 年 4 月 1 日であるが、12 月から競争入札参加資格の状況調査書類の提出があったため、既に公表している。</p> <p>入札制度の変更ではないが、入札に関わる競争入札参加資格の格付評点に関する変更であるため報告した。</p>
--	--	---

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は水野委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 29 年 4 月 26 日（水）14 時からの予定である。

## 7 閉会